

役員報酬規程

S B I 大学院大学

平成19年12月31日 施行

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、学校法人SBI大学（以下、「本学」という。）寄附行為第5条に定める役員報酬並びに退職金等の支給について定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 前条に定める役員は、寄附行為第6条及び第7条に基づき理事及び監事となる者をいう。

第2章 報酬及び手当

(報酬の種類)

第3条 報酬は月俸及び通勤手当とする。

(決定方法)

第4条 常勤の役員に対する月俸の額は200万円以内とする。

2. 非常勤の役員に対する月俸の額は50万円以内とする。
3. 役員月俸は、第1項及び前項に定める額の範囲内で、当該役員能力、経験及び業務の実態、他の法人及び民間企業等の水準、並びに本大学の経理の状況等を考慮して、役員会において決定する。

(臨時緊急措置)

第5条 業績の著しい悪化等があった場合は、役員会の決定に基づき、期間を定めて役員報酬等の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。

(通勤費用の支給)

第6条 役員通勤に要する費用については定期乗車券相当の額を現金にて支給する。

(支払日)

第7条 役員報酬は、月払いとし当月分を毎月25日にこれを支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。

(役員報酬からの控除)

第8条 役員報酬の支払いにあたり、所得税、住民税、社会保険料並びに会社の立替金等を控除する。

(期末手当の不支給)

第9条 役員には期末手当を支給しない。

第3章 退任慰労金

(退職手当の不支給)

第10条 役員には退職手当を支給しない。

第4章 旅費

(旅費の支給)

第11条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費規程準拠)

第12条 出張に関する事項は旅費規程に準ずる。

附 則

(主管部署)

第1条 本規程の主管は、事務局とする。

(規程の改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会にて決定する。

(施行)

第3条 本規程は、平成19年12月31日より施行する。

(施行)

第4条 本規程は、2019年4月1日から一部改正施行する。

(施行)

第5条 本規程は、2020年1月1日から一部改正施行する。